

令和 8 年台風第 7 号、第 8 号で被災した 千葉県の河川・道路等の迅速な復旧を支援

～設計図書の簡素化や書面査定の上限額引上げにより、災害査定を効率化します～

令和 8 年台風第 7 号、第 8 号の接近に伴い、千葉県内で令和 8 年 6 月 26 日から 6 月 27 日にかけて発生した暴風雨により、多くの河川や道路が洪水や土砂崩れによる被害を受けました。本災害からの早期復旧を図るため、災害復旧事業の災害査定において、設計図書の簡素化や、現地での査定作業を省略し書面により査定（机上査定）を行う対象を拡大することにより、災害査定完了までに要する時間の短縮を図ります。

<対象区域>

千葉県

<災害査定の効率化※>

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存の地図や航空写真等を活用することで、災害査定の準備のための現地測量や設計図面の作成にかかる作業等を縮減し、災害査定の早期実施を図ります。

○書面による査定上限額の引上げ（机上査定の拡大）により査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定の実施により、現場間の移動時間や現場対応人員を縮減することで、査定の効率的な運用と自治体等の負担軽減を図ります。
- ・書面による査定の上限額を通常の 1,000 万円未満から 3,000 万円以下に引き上げます。

※災害査定の効率化は「大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針（H29.2.1）」等に基づき、対象となる災害による被災箇所数が過去 5 箇年の平均被災箇所数（激甚災害によるものを除く）を超える等、一定の要件を満たした都道府県・政令指定都市において適用するものです。

【問合せ先】

水管理・国土保全局 防災課 須藤（内線35725）、尾崎（内線35776）
電話 代表:03-5253-8111、直通:03-5253-8458